

a. 算定基礎賃金等の報告（賃金関係事項）
（青枠の用紙）

- 〈手続の流れ〉 1. 令和2年4月～令和3年3月までの労働分の賃金
(通勤手当等を含んだ総支給額、賞与を含む)をご記入ください。
2. 会社ゴム印・代表者印を押印の上、青色の返信用封筒にてご返送ください。
3. 申請書①提出以降に所在地等変更があった場合は、赤字で訂正の上ご返送ください。

労災保険記入欄

申告書②

組織様式第5号

住所
462-0002 名古屋市北区清水1-13-1

事業場名
東ノ内商会（株）

事業主名
鈴木 一郎 殿

事業場TEL: 052-961-1666

※メール送信の場合は必ずご記入ください。

労働保険等算定基礎賃金等の報告

事務組合

作成
員

労働保険番号
所管 所管 管轄 基 礎 番 号 技 術 科 別
23 3 02 935090 345

雇用保険事業所番号
2302-202976-6

事務組合名（一社）名北労働基準協会

3. 事業の概要
9424

4. 特掲事業
2

5. 新年度賃金見込額
1. 前年度と同額
2. 前年度と変わる
3. 委託解除年月日

6. 延納の申請
1. 一括納付
2. 分払（3回）

項目

7. 備考欄

協 会 費
寄 託 手 数 料
名 北 労 災 共 済

13. 雇用保険料免除高年齢労働者氏名(生年月日)

14. 高年齢労働者氏名(生年月日)

15. 高年齢労働者氏名(生年月日)

16. 高年齢労働者氏名(生年月日)

17. 高年齢労働者氏名(生年月日)

18. 高年齢労働者氏名(生年月日)

19. 高年齢労働者氏名(生年月日)

20. 高年齢労働者氏名(生年月日)

21. 高年齢労働者氏名(生年月日)

22. 高年齢労働者氏名(生年月日)

23. 高年齢労働者氏名(生年月日)

24. 高年齢労働者氏名(生年月日)

25. 高年齢労働者氏名(生年月日)

26. 高年齢労働者氏名(生年月日)

27. 高年齢労働者氏名(生年月日)

28. 高年齢労働者氏名(生年月日)

29. 高年齢労働者氏名(生年月日)

30. 高年齢労働者氏名(生年月日)

31. 高年齢労働者氏名(生年月日)

32. 高年齢労働者氏名(生年月日)

33. 高年齢労働者氏名(生年月日)

34. 高年齢労働者氏名(生年月日)

35. 高年齢労働者氏名(生年月日)

36. 高年齢労働者氏名(生年月日)

37. 高年齢労働者氏名(生年月日)

38. 高年齢労働者氏名(生年月日)

39. 高年齢労働者氏名(生年月日)

40. 高年齢労働者氏名(生年月日)

41. 高年齢労働者氏名(生年月日)

42. 高年齢労働者氏名(生年月日)

43. 高年齢労働者氏名(生年月日)

44. 高年齢労働者氏名(生年月日)

45. 高年齢労働者氏名(生年月日)

46. 高年齢労働者氏名(生年月日)

47. 高年齢労働者氏名(生年月日)

48. 高年齢労働者氏名(生年月日)

49. 高年齢労働者氏名(生年月日)

50. 高年齢労働者氏名(生年月日)

51. 高年齢労働者氏名(生年月日)

52. 高年齢労働者氏名(生年月日)

53. 高年齢労働者氏名(生年月日)

54. 高年齢労働者氏名(生年月日)

55. 高年齢労働者氏名(生年月日)

56. 高年齢労働者氏名(生年月日)

57. 高年齢労働者氏名(生年月日)

58. 高年齢労働者氏名(生年月日)

59. 高年齢労働者氏名(生年月日)

60. 高年齢労働者氏名(生年月日)

61. 高年齢労働者氏名(生年月日)

62. 高年齢労働者氏名(生年月日)

63. 高年齢労働者氏名(生年月日)

64. 高年齢労働者氏名(生年月日)

65. 高年齢労働者氏名(生年月日)

66. 高年齢労働者氏名(生年月日)

67. 高年齢労働者氏名(生年月日)

68. 高年齢労働者氏名(生年月日)

69. 高年齢労働者氏名(生年月日)

70. 高年齢労働者氏名(生年月日)

71. 高年齢労働者氏名(生年月日)

72. 高年齢労働者氏名(生年月日)

73. 高年齢労働者氏名(生年月日)

74. 高年齢労働者氏名(生年月日)

75. 高年齢労働者氏名(生年月日)

76. 高年齢労働者氏名(生年月日)

77. 高年齢労働者氏名(生年月日)

78. 高年齢労働者氏名(生年月日)

79. 高年齢労働者氏名(生年月日)

80. 高年齢労働者氏名(生年月日)

81. 高年齢労働者氏名(生年月日)

82. 高年齢労働者氏名(生年月日)

83. 高年齢労働者氏名(生年月日)

84. 高年齢労働者氏名(生年月日)

85. 高年齢労働者氏名(生年月日)

86. 高年齢労働者氏名(生年月日)

87. 高年齢労働者氏名(生年月日)

88. 高年齢労働者氏名(生年月日)

89. 高年齢労働者氏名(生年月日)

90. 高年齢労働者氏名(生年月日)

91. 高年齢労働者氏名(生年月日)

92. 高年齢労働者氏名(生年月日)

93. 高年齢労働者氏名(生年月日)

94. 高年齢労働者氏名(生年月日)

95. 高年齢労働者氏名(生年月日)

96. 高年齢労働者氏名(生年月日)

97. 高年齢労働者氏名(生年月日)

98. 高年齢労働者氏名(生年月日)

99. 高年齢労働者氏名(生年月日)

100. 高年齢労働者氏名(生年月日)

ご注意ください！こんな誤り

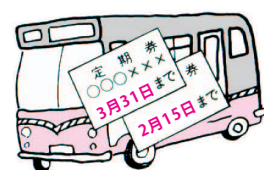
①源泉徴収後の賃金を誤記入



総支給額で記入

労働保険の申告対象となるのは、税金、社会保険料を控除する前の、諸手当を含んだ総支給額です。
また、賞与も忘れずにご記入ください。

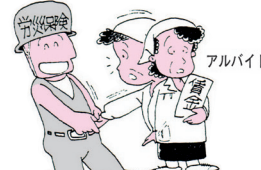
②通勤手当を含めなかった



通勤手当も含める

税金等と異なり労働保険は、通勤手当も申告対象です。
定期券の現物支給も購入額を支給対象月数で割り、各月に算入ください。

③アルバイトの賃金を未記入



全労働者の賃金を記入

労災保険は従業員だけでなく、アルバイト、パートタイマーも対象です。
勤務期間・時間の短い方も漏らさず賃金をご記入ください。



書類提出/令和3年

4月5日(月)まで

データによる提出について

データをメールにて送信の場合は提出期限が
令和3年4月12日(月)となります。
詳しい内容は本誌の「裏表紙」をご確認ください。

一般事業
建設業
(工事現場の労災保険のみ
加入の場合を除く)
共通

D 労災保険記入欄

各該当者の人員、支払賃金をご記入ください。
(建設業の工場・事務所の労災保険については、該当業務従事者分的人员、賃金を記入ください。)

- | | |
|----------------|---|
| (1) 常用労働者 | 雇用保険に加入している労働者全員 |
| (2) 役員で労働者扱いの者 | 雇用保険の兼務役員の届出をしている方
(税法上の役員報酬部分を除く。被保険者扱いするには職安への届出が必要です) |
| (3) 臨時労働者 | 雇用保険に加入していないパートタイマー、アルバイト |
| (4) 合 計 | 上記の(1)(2)(3)の合計額 |

E 雇用保険記入欄

各該当者の人員、支払賃金をご記入ください。

- | | |
|-----------------|---|
| (5) 被保険者 | 雇用保険に加入している労働者全員
((8)の高年齢労働者を含み、(6)の役員被保険者を除く) |
| (6) 役員で被保険者扱いの者 | 雇用保険の兼務役員の届出をしている方
(税法上の役員報酬部分を除く。被保険者扱いするには職安への届出が必要です) |
| (7) 合 計 | 上記の(5)(6)の合計額 |
| (8) うち高年齢労働者分 | 法改正により記入不要 |

申告書②

b. 工事現場の労災保険 一括有期事業報告書 (青枠の用紙)

建設業

- 〈手続の流れ〉 1. 令和2年4月1日～令和3年3月31日までに終了した元請工事について内容をご記入ください。
2. 会社ゴム印・代表者印を押印の上、青色の返信用封筒にてご返送ください。
3. 平成30年3月31日までに保険が成立した場合には別用紙にご記入ください。

事業の名称

工事内容がわかるよう、
具体的に工事の名称を記入。

事業の所在地

工事現場の所在地を記入。

事業の期間

工事期間を記入。必ず工事の
終了時期が令和2年4月1日～
令和3年3月31日であること。

申告書②

※メール送信の場合は必ずご記入ください。

様式第7号 (第34条関係) (甲) 労働保険 一括有期事業報告書 (建設の事業)

この2部は確定保険料申告の際に、記載し、(正)を提出する。

労働保険番号 231019350950000 枚のうち 枚目

事業の名称	事業場の所在地	事業の期間	① 請負金額の内訳				② 賃金総額
			① 請負代金の額	② 請負代金に 加算する額	③ 請負代金から 控除する額	④ 請負金額	
名北ハイツ新築工事	名古屋市中区 百穂1-15-1	2年4月1日から 2年10月31日まで	88,000,000	0	0	88,000,000	
豊橋邸新築工事	豊橋市大岡町	2年6月1日から 2年10月31日まで	18,540,000	0	0	18,540,000	
半田邸新築工事 他2件	半田市青路町 (4月分終了工事)	2年11月1日から 2年11月30日まで	5,665,000	0	0	5,665,000	
名古屋重工(株) 圧縮機すえ付工事	名古屋港区	3年2月1日から 3年2月20日まで	13,370,000	0	10,815,000	2,555,000	
		年 月 日から 年 月 日まで					
事業の種類	35 建築事業	計	125,575,000	0	10,815,000	114,760,000	

※P9を参考に記入してください。

※2部とも記入、押印ください。

住所 名古屋市中区丸の内6-5-4
氏名 東建設株式会社 加藤 誠
電話 052-6234-221
郵便番号 460-0002

愛知 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

〔注意〕
①報告書の記載に当たっては、平成27年3月31日までに事業(工事)を開始したものと、同年4月1日
以降に事業(工事)を開始したものとを別業とすること。
②社会保険労務士記載欄は、この報告書を社会保険労務士が作成した場合のみ記載すること。

請負金額の内訳

① 請負代金の額

請負代金から、消費税
を除いてください。

② 請負代金に 加算する額

工事の発注者より工事
に使用する資材等を支
給されたり、機械器具
等を貸与された場合に
支給された物の価格相
当額または、機械器
具等の損料相当額を記
入。(機械装置を除く)

③ 請負代金から 控除する額

大型機械装置の据付
け工事の場合、据付
けた機械装置の価格
を記入。

④ 請負金額

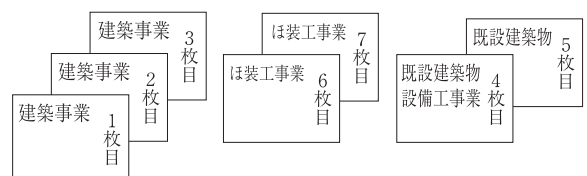
イ+ロ+ハの金額を記入

※実際の作成では、事業の種類が異なる工事は、用紙を換えてご記入ください。

イ. 一括有期事業報告書 元請工事内容記載方法

- ①上記記載例をご覧のうえ、
令和2年4月1日～令和3年3月31日までに、終了した
元請工事についてご記入ください。
- ②事業の種類が同一で、同じ月に終了した
請負代金額が**500万円未満**の雑工事は、
「〇〇工事他〇〇件」とまとめて記入が可能です。
- ③事業の種類が異なる工事がある場合は、
一枚の報告書に複数の工事を記入せず、
必ず**同じ種類の工事ごと**に用紙を換えてご記入ください。
- ④請負金額が消費税を除き1億8000万円未満であること。

事業の種類が同一の工事ごとに用紙を換え記入



書類提出/令和3年

4月5日(月)まで

データによる提出について

データをメールにて送信の場合は提出期限が

令和3年4月12日(月)となります。

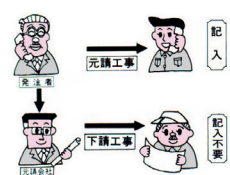
詳しい内容は本誌の「裏表紙」をご確認ください。

提出期限

ご注意ください! こんな誤り

① 下請工事を誤記入

元請工事のみを記入



記入するのは、施主から直接発注を受けた元請工事だけです。

② 雑工事を記入しなかった

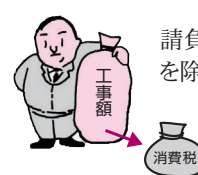
小額工事は同一種類を月毎まとめて

元請工事は、請負代金にかかわらず、どんな小さな工事も記入しなければなりません。500万円未満の工事は、同一種類を月ごとにまとめて記入できます。



③ 消費税を入れたしまった

消費税を除いた請負金額を記入



請負代金から、消費税を除いてください。

□. 工事現場の労災保険の保険料計算方法

工事現場の労災保険料は、令和2年度中に終了した元請工事の請負金額に、工事の種類ごとに定められた、下記の労務費率と保険率をかけて計算されます。

おもな工事の事業の種類(工事開始日が令和2年4月1日以降のもの)

事業の種類	おもな該当工事	労務費率	保険率
33 ほ装工事業	・道路、広場、駐車場などのほ装工事 ・砂利などの散布 ・広場、運動場などの展圧、芝張り	$\frac{17}{100}$	$\frac{9}{1000}$
35 建築事業	・ビル、木造家屋などの新築、増築、改築 (内部のみの工事を除く) 工事 ・上記に伴う各種設備工事、内装工事 ・門、塀、柵、信号機、広告塔などの建築工事 ・既設建築物の外部の諸工事 ・工作物の解体、移動、取りはずしまたは撤去の工事	$\frac{23}{100}$	$\frac{9.5}{1000}$
38 既設建築物設備工事業	・既設建築物の内部のみの各種設備工事、内装工事	$\frac{23}{100}$	$\frac{12}{1000}$
36 機械装置の組立て、据付けの事業	・各種機械装置の組立て、据付けの工事	$\frac{38}{100}$	$\frac{6.5}{1000}$
	組立てまたは取り付けに関するもの その他のもの	$\frac{21}{100}$	
37 その他の建設事業	・防波堤、岸壁、えん堤、水門、水路、貯水池、プール、砂防設備などの建設工事 ・道路、鉄道、河川の改修、復旧、維持の工事 ・地下タンクの建設、鉄管、コンクリート管などの埋設工事 ・造園、さく井、干拓などの工事 ・開墾、耕地整理または敷地・広場造成の工事 ・工作物の破壊工事	$\frac{24}{100}$	$\frac{15}{1000}$

4.労働保険適用除外者

(1) 事業主、法人役員、事業主の家族従事者の取り扱い

下記の方々は労働者とみなされず、労災保険・雇用保険に加入することができません。これらの方の収入を誤って、年度更新時に労働者の賃金に含めないでください。

労働保険適用除外者

事業場の種類		労 災 保 険 ・ 雇 用 保 険 共 通
法 人 会 社	株式会社	・ 代表取締役 ・ 次のいずれかにあてはまる取締役 ①業務執行権を有する ②一般の労働者と労働条件が異なる
	有限会社	・ 代表取締役 ・ 全取締役（ただし、業務執行兼が剥奪され、一般の労働者と同様の労働条件の者は除く）
	合資会社	・ 代表社員 ・ 全無限責任社員（ただし、業務執行兼が剥奪され、一般の労働者と同様の労働条件の者は除く）
	合名会社	・ 代表社員 ・ 全社員（ただし、業務執行兼が剥奪され、一般の労働者と同様の労働条件の者は除く）
	そ の 他	・ 代表理事 ・ 全理事（ただし、業務執行兼が剥奪され、一般の労働者と同様の労働条件の者は除く）
個 人 会 社		・ 事業主 ・ 事業主と同居の親族

！ ご注意

- ①労災保険の適用除外者で実際に業務を行われる方は、労災保険への特別加入が可能ですので、更新書類（労働保険料算定基礎賃金等の報告、労働保険一括有期事業総括表）の特別加入記入欄に、氏名等をご記入ください。
なお、他の労災保険適用除外者がすでに特別加入済の場合、新たな労災保険適用除外者は、原則特別加入の強制加入対象者となります。
- ②雇用保険の適用除外者で、雇用保険の被保険者となっている場合は、喪失手続きが必要ですのでご連絡ください。
- ③特別加入を当年度をもって脱退される場合、3月中に特別加入脱退申請書の提出が必要でありますので、至急ご連絡ください。
4月以降の提出ですと、保険料がかかりますのでご注意ください。

(2) 労災保険中小事業主等特別加入制度

事業主、法人役員、事業主の家族従事者等の労災保険対象除外者の方も、労働保険事務組合にご加入の事業場に限っては、補償内容が充実した労災保険に特別加入することができます。

なお、特別加入者の労災保険料と、業務災害、通勤災害での医療費を除く給付内容は、希望された加入日額（日額3,500円～25,000円の16ランク）により決定されます。

※日額5,000円以下で加入を希望される場合、所得証明書（写）が必要となります。

① 労災保険特別加入の給付内容の一例

実際に補償を受ける事を考えると、ご自分の現在の年収を365日で割った金額に近い加入日額でのご加入が望めます。

給付の内容

補償内容	療養補償	休業補償 (注1)	傷病補償年金			遺族補償 年金一時金 遺族0人 (1000日分)	遺族補償年金					遺族特別 支給金	葬祭料		
			第1級 (313日分)	第2級 (277日分)	第3級 (245日分)		遺族1人 (注2)		遺族2人 (201日分)	遺族3人 (223日分)	遺族4人 以上 (245日分)				
							A (153日分)	B (175日分)							
加入日額															
6,000		4,800	1,878,000	1,662,000	1,470,000	6,000,000	918,000	1,050,000	1,206,000	1,338,000	1,470,000		495,000		
7,000		5,600	2,191,000	1,939,000	1,715,000	7,000,000	1,071,000	1,225,000	1,407,000	1,561,000	1,715,000		525,000		
8,000		6,400	2,504,000	2,216,000	1,960,000	8,000,000	1,224,000	1,400,000	1,608,000	1,784,000	1,960,000		555,000		
9,000		7,200	2,817,000	2,493,000	2,205,000	9,000,000	1,377,000	1,575,000	1,809,000	2,007,000	2,205,000		585,000		
10,000	必要な治療費は全額給付	8,000	3,130,000	2,770,000	2,450,000	10,000,000	1,530,000	1,750,000	2,010,000	2,230,000	2,450,000	日額・遺族 数に関係なく 一律300万円 支給	615,000		
12,000		9,600	3,756,000	3,324,000	2,940,000	12,000,000	1,836,000	2,100,000	2,412,000	2,676,000	2,940,000		720,000		
14,000		11,200	4,382,000	3,878,000	3,430,000	14,000,000	2,142,000	2,450,000	2,814,000	3,122,000	3,430,000		840,000		
16,000		12,800	5,008,000	4,432,000	3,920,000	16,000,000	2,448,000	2,800,000	3,216,000	3,568,000	3,920,000		960,000		
18,000		14,400	5,634,000	4,986,000	4,410,000	18,000,000	2,754,000	3,150,000	3,618,000	4,014,000	4,410,000		1,080,000		
20,000		16,000	6,260,000	5,540,000	4,900,000	20,000,000	3,060,000	3,500,000	4,020,000	4,460,000	4,900,000		1,200,000		
22,000		17,600	6,886,000	6,094,000	5,390,000	22,000,000	3,366,000	3,850,000	4,422,000	4,906,000	5,390,000		1,320,000		
24,000		19,200	7,512,000	6,648,000	5,880,000	24,000,000	3,672,000	4,200,000	4,824,000	5,352,000	5,880,000		1,440,000		
25,000		20,000	7,825,000	6,925,000	6,125,000	2,500,000	3,825,000	4,375,000	5,025,000	5,575,000	6,125,000		1,500,000		
補償内容	障害補償年金						障害補償一時金								
	等級	第1級 (313日分)	第2級 (277日分)	第3級 (245日分)	第4級 (213日分)	第5級 (184日分)	第6級 (156日分)	第7級 (131日分)	第8級 (503日分)	第9級 (391日分)	第10級 (302日分)	第11級 (223日分)	第12級 (156日分)	第13級 (101日分)	第14級 (56日分)
加入日額	特別支給金	3,420,000	3,200,000	3,000,000	2,640,000	2,250,000	1,920,000	1,590,000	650,000	500,000	390,000	290,000	200,000	140,000	80,000
6,000		1,878,000	1,662,000	1,470,000	1,278,000	1,104,000	936,000	786,000	3,018,000	2,346,000	1,812,000	1,338,000	936,000	606,000	336,000
7,000		2,191,000	1,939,000	1,715,000	1,491,000	1,288,000	1,092,000	917,000	3,521,000	2,737,000	2,114,000	1,561,000	1,092,000	707,000	392,000
8,000		2,504,000	2,216,000	1,960,000	1,704,000	1,472,000	1,248,000	1,048,000	4,024,000	3,128,000	2,416,000	1,784,000	1,248,000	808,000	448,000
9,000		2,817,000	2,493,000	2,205,000	1,917,000	1,656,000	1,404,000	1,179,000	4,527,000	3,519,000	2,718,000	2,007,000	1,404,000	909,000	504,000
10,000		3,130,000	2,770,000	2,450,000	2,130,000	1,840,000	1,560,000	1,310,000	5,030,000	3,910,000	3,020,000	2,230,000	1,560,000	1,010,000	560,000
12,000		3,756,000	3,324,000	2,940,000	2,556,000	2,208,000	1,872,000	1,572,000	6,036,000	4,692,000	3,624,000	2,676,000	1,872,000	1,212,000	672,000
14,000		4,382,000	3,878,000	3,430,000	2,982,000	2,576,000	2,184,000	1,834,000	7,042,000	5,474,000	4,228,000	3,122,000	2,184,000	1,414,000	784,000
16,000		5,008,000	4,432,000	3,920,000	3,408,000	2,944,000	2,496,000	2,096,000	8,048,000	6,256,000	4,832,000	3,568,000	2,496,000	1,616,000	896,000
18,000		5,634,000	4,986,000	4,410,000	3,834,000	3,312,000	2,808,000	2,358,000	9,054,000	7,038,000	5,436,000	4,014,000	2,808,000	1,818,000	1,008,000
20,000		6,260,000	5,540,000	4,900,000	4,260,000	3,680,000	3,120,000	2,620,000	10,060,000	7,820,000	6,040,000	4,460,000	3,120,000	2,020,000	1,120,000
22,000		6,886,000	6,094,000	5,390,000	4,686,000	4,048,000	3,432,000	2,882,000	11,066,000	8,602,000	6,644,000	4,906,000	3,432,000	2,222,000	1,232,000
24,000		7,512,000	6,648,000	5,880,000	5,112,000	4,416,000	3,744,000	3,144,000	12,072,000	9,384,000	7,248,000	5,352,000	3,744,000	2,424,000	1,344,000
25,000		7,825,000	6,925,000	6,125,000	5,325,000	4,600,000	3,900,000	3,275,000	12,575,000	9,775,000	7,550,000	5,575,000	3,900,000	2,525,000	1,400,000

（注1）特別支給金を含んだ休業1日（休業4日目より）に対する補償額です。

（注2）Bは遺族が55歳以上または一定以上の障害状態の妻の場合、AはB以外の場合です。

特別加入者の方の休業補償給付は「所得喪失の有無にかかわらず、療養のため業務遂行性が認められる範囲の業務又は作業について全部労働不能であること」が支給要件となっています。

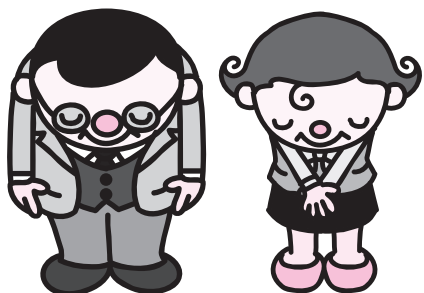
（注）全部労働不能とは、入院中又は自宅就床加療中若しくは通院加療中であって業務遂行性が認められる範囲の業務又は作業ができない状態をいいます。

② 労災保険特別加入の保険料

次の算式で計算されます。

$$\text{希望加入日額} \times 365 \text{日} \times \frac{\text{事業場の労災保険率}}{1,000}$$

おねがい



メール送信によるご提出にご協力ください。

皆様から頂く大切な申告書を、的確且つ迅速に処理させて頂くため、申告書のご提出をメールにて送信頂けますようご協力をお願い致します。

メールの差出人は個人名ではなく事業場名で送信ください。

●申告書②（賃金等の報告・一括有期事業報告書）のメール提出について

エクセル用紙のメール送信によるご提出が可能です。エクセル用紙は当協会のホームページよりダウンロードしていただき、労働保険部のメールアドレス宛にお送りください。

エクセル用紙のダウンロード▶

名北労働基準協会ホームページ

www.meihokurouki.or.jp/

名北労働基準協会

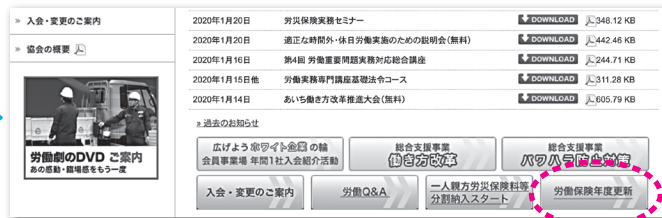
検索

クリック!!

「名北労働基準協会」のキーワードでも検索が可能です。



《名北労働基準協会 トップページ》



トップページを開き、最下部までスクロールし、「労働保険年度更新」をクリックし、各種用紙をダウンロードしてください。

エクセル用紙のご送信▶

労働保険部メールアドレス

nen-kou@meihokurouki.or.jp

※メール提出の際にも申告書①、申告書②の提出が必要です。
原本に押印のみ頂き同封の書類はすべてご返送ください。

労働保険事務組合

一般社団法人 名北労働基準協会

TEL (052) 962-0421

FAX (052) 955-6858